

令和5年度における施策評価

施策評価調書

政策名	子供と高齢者を重点とした交通事故防止のための取組		
施策名	交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進		
幹事部名	交通部	担当	交通指導課
評価の実施時期	令和5年6月		

I 施策の内容

1 施策目的

交通事故に直結する飲酒運転や著しい速度超過等の悪質・危険性の高い違反の指導取締りを推進することにより、第11次秋田県交通安全計画の目標である死者数27人以下、重傷者数200人以下を目指す。また、県民が要望する迷惑性の高い違反を取り締まるため、交通指導取締資機材等の整備・更新を計画的に推進する。

II 施策の推進状況

1 施策の指標

施策の指標	指標	R1	R2	R3	R4	R5	直近の達成率
		県内の交通事故死者数、重傷者数	目標	230	230	227	
	実績	290	288	214	220		
	達成率	79.3%	79.9%	106.1%	103.2%		

2 事業の概要

番号	事業コード	事業名	担当部課名	事業開始年度	事業終了年度	補助・県単	評価結果			
							1次評価			
							必要性	有効性	効率性	総合評価
1		交通指導取締活動事業	交通指導課			補助 県単	A	A	A	A

3 施策の推進状況

- 県民の安全・安心を脅かす交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進した。
- 飲酒運転や交差点関連違反等の取締りを実施したほか、道路横断中の子供や高齢者が犠牲になる事故を抑止するため横断歩行者妨害違反の取締りを強化した。
- 交通事故発生実態等を分析し、分析結果を踏まえた効果的な指導取締りを推進したほか、高齢者対策、シートベルト・チャイルドシート着用の啓発、夕暮れ時における交通事故抑止対策の強化等各種施策を展開し交通事故の総量抑制を図った。

III 施策を取り巻く治安情勢

令和4年中は、人身交通事故の発生件数、負傷者数は、現行の統計方式を採用した昭和41年以降で最少となったが、死者数は33人で前年比5人増加した。また、死者数に占める高齢者の割合は63.6%と依然として高い比率となっている。飲酒運転を伴う交通事故は前年比2件増加しており、その根絶には至っていない。

IV 施策の評価（各観点）

(1) 必要性

評価の結果	補足説明
A	県民を悲惨な交通事故から守るため、交通指導取締資機材を効果的に活用した街頭における交通指導取締り活動を継続して推進する必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

(2) 有効性

評価の結果	補足説明
A	交通指導取締資機材等を充実させ、積極的に活用することで、飲酒運転や速度超過等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を効果的に取り締まることが可能であり、交通事故抑止に資する交通指導取締りには有効である。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

(3) 緊急性

評価の結果	補足説明
A	連日発生する交通事故は、県民にとって身近な不安要素であり、交通事故の被害から県民を守り、安全と安心を提供するためには、交通指導取締り活動を継続して推進する必要があることから、緊急性が認められる。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

V 総合評価

施策の幹事部長による評価

総合評価	総合評価の判定理由
<input checked="" type="checkbox"/> A 「着実に推進」 <input type="checkbox"/> B 「改善を図りながら推進」 <input type="checkbox"/> C 「見直しが必要」	県民からの取締り要望が多く、重大交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを交通取締資機材等を効果的に活用し実施した。 各種交通事故抑止対策と連動し、交通指導取締り活動を推進した結果、前年と比較して人身交通事故件数、負傷者数は減少した。また、街頭で活動する警察官の受傷事故防止資機材の継続的な整備を行う必要性が認められる。

VI 評価の反映状況

--

VII 政策評価委員会の意見

(政策評価委員会に諮問する施策のみ記載)

--